

大学院の評価について

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）

（令和7年2月21日中央教育審議会）（抜粋）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

③大学院教育の改革

（略）大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の育成」という4つの人材育成機能を担っている。そのため、**高等教育の中でもとりわけ大学院は、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する役割を中心に担うことが期待される存在**である。

近年、国内外における国際的な競争環境が年々高まる一方で、今後18歳人口が減少する中において、**大学院での高度な教育を受けたより多くの修士・博士人材が多様なフィールドで活躍する社会の実現が欠かせない。**（略）

今後大学院進学者・修了者を増やしていく中で、

- **各大学院において最低限の水準が満たされていること**
- **各研究科における優れた教育の取組及びその成果を明示し、進学希望者が大学のブランドイメージのみによらず適切に進路を選択できるようにすること**

が重要。

（参考）個別大学における教育成果（＝修了生の活躍）の例

○北陸先端科学技術大学院大学 修了者の声（博士）

…主指導教員のA先生をはじめ、副指導教員、副テーマ指導教員のB先生、C先生、D先生、そして多くの先生方から多大なるご指導を賜り、**筆頭著者および共著者として、計8報の学術論文**※を発表することができました。…
※筆頭論文のうち1本はNature Biological Engineeringへの掲載

○福井大学大学院 修了者の声（専門職）

私は営業主体の会社なので、マーケティング論と組織論、リスク論が特に役に立ったと感じています。さらに、2年生で履修した経済特論の学びも大きかったですね。**これらの学びを融合させた結果、日本で初めて養殖サーモンでASC国際認証を取得**することができました。学んだことが実際の成果につながったと実感しています。

I. 教育が適切に行われていること

- i. 学位審査・修了認定が適切に行われていること（出口の質保証）
- ii. 教育課程の編成・実施が適切に行われていること（中身の質保証）
- iii. 入学者の受入れが適切に行われていること（入口の質保証）

II. 学生や社会にとって必要な情報を適切に公表・明示していること（情報公表）

III. 内部質保証システムを適切に構築し機能させていること（内部質保証）

○何をもって最低限の水準を満たしていると判断するのか？

→逆に「満たしていない」場合を考えると…

I. 教育が適切に行われていない

- i. 学位審査・修了認定が適切に行われていない（出口の質保証）
- ii. 教育課程の編成・実施が適切に行われていない（中身の質保証）
- iii. 入学者の受入れが適切に行われていない（入口の質保証）

II. 学生や社会に対し必要な情報を公表・明示していない（情報公表）

→法令において定める事項が公表・明示されていない

（法令等で定める事項の例）

学校教育法施行規則	第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること。 二～七 （略） 2～5 （略）
-----------	--

学位の水準に達していない者への学位授与

- ・ DPが適切に設定されているか
- ・ 当該DPに基づく適切な学位審査が行われているか
等を確認することで評価できる？

（出口の質保証に問題が無い場合）
退学、除籍、留年等により標準修業年限内で
修了できない者の増加

- ・ 標準修業年限内修了率が同分野における平均を大幅に下回るものとなっていないか
- ・ DPに基づきCP、APが適切に設定されているか
- ・ 当該CP、APに基づく授業科目の開設や研究指導計画の設定、入学者選抜が適切に行われているか
等を確認することで評価できる？

III. 内部質保証システムが適切に構築されていない、又は適切に機能していない（内部質保証）

→教育改善のための体制が構築されていない

様々なステークホルダーの意見を通じた定期的な点検・評価が行われていない

＜基本的な考え方＞

1. 大学院段階の評価においても、当然に求められる教育の質を確実に保証するとともに、教育の質向上を後押しするため、「質保証」・「質向上」から構成する。
2. 質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として「質保証」されているかを確認、評価するとともに「教育の質」が質保証・質向上されているかは、教育の基本組織である研究科における教育活動を確認し、評価していくことが必要。
3. これまでの大学院段階における各種評価（①機関別認証評価、②現況分析（国立大学法人のみ）、③分野別認証評価（専門職大学院のみ）、④加算プログラム（法科大学院のみ））の蓄積や成果を活かしつつ、評価間の重複等の課題を解消させる。

＜1. 2. について＞

（大学全体の評価）

- 設置基準等をベースに、学部と同様に大学全体の社会的信頼に関すること、全学的な教育の内部質保証に関する方針と体制に関すること、内部質保証が図られていることを確認

（研究科ごとの評価）

- 質保証の視点からの定量的・定性的評価
- 質向上の視点からの優れた取組及び全体実績の評価

質保証	定量的・定性的評価	I. 明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表 II. 適切な学位審査・学位授与の実施 III. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善
質向上	優れた取組＋全体実績	I. DPに掲げる資質・能力に係る教育成果 II. 学生の能力を伸長させるための学修・研究環境の向上

※大学における取組状況に関連し、質保証又は質向上の判断材料として参考となる情報（社会人学生数/割合、修了者に占める就職者の割合等）についてはデータベースへの入力を求める。

研究科ごとの段階別評価の考え方と評価結果の活用イメージ

- ✓ 研究科ごとの教育の質を評価するにあたっては、**質保証の視点**と**質向上の視点**から評価し、**評価結果は段階別に示す**。
- ✓ 研究科ごとの段階別評価は
 - ①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない研究科」
 - ②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している研究科」
 - （②の水準に達していることを前提に）
 - ③「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を上げている研究科」
 という**3段階を検討**してはどうか。
- ✓ 評語については、例えば、星（3つ星、1つ星、要改善）にするなど、学部段階における評価との整合性も担保しつつ、**学生や企業等の社会にとってわかりやすい評語とする方向で検討**してはどうか。

段階の意味	高等教育機関として 求められている水準に 達していない研究科	高等教育機関として 求められている水準に達している研究科	学生の成長につながる優れた取組を通じて 高い教育成果を上げている研究科
評語（案）	要改善	1つ星（★）	3つ星（★★★）
判定方法 ・ 活用イメージ	● 質保証の視点からの定量的・定性的評価		● 質向上の視点からの優れた取組及び その成果の評価
	✓ 自己点検・評価書の記載を基に質保証の視点により評価し、 1つでも満たさない項目がある場合は「要改善」として判断する。  □ 要改善研究科の場合 、高等教育機関として求められる水準に達していないおそれがあることから、 文部科学省においてペナルティを含めたその後の対応を実施 することを検討 □ なお、要改善研究科の場合であっても、文部科学省により早期の改善が確認されるなど、状況に応じて再評価の受審が可能とすることを検討する。		✓ 評価の視点Ⅰ、Ⅱについて、各 研究科における優れた取組やその成果 について、つながりが分かるよう記載 ✓ 大学や研究科における アクションとそのアウトカムが、そのつながりも含め筋道立てて設定されているものを評価 （評価の視点） I. DPに掲げる資質・能力に係る教育成果 II. 学生の能力を伸長させるための学修・研究環境の向上

補足資料

1. 大学全体で評価する事項及び設置基準等に基づき 各大学院・研究科について確認する項目の例

大学全体で評価する事項について（案）

質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。
また、大学全体としての必要最低限の基準であるため、大学全体の評価にあたって基準を満たさない場合については、研究科ごとの評価を実施しない。

※ 1、2 についてはデータプラットフォームも活用し、簡素な評価を想定。

評価基準	判断例
1 大学組織の社会的信頼に関すること	□ 社会の信頼や学生の利益を損なうことがないよう法令や社会的倫理に則って大学運営なされている □ 以下のような法令で全学的に求められている事項を満たしている ・ 特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように配慮するとともに、必要な教員数が確保されていること ・ 教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修を教員等を実施していること（もしくは実施していることを確認していること） ・ 必要な校地・校舎等の施設及び設備等が備えられていること ・ 必要な大学情報を社会に公表していること 【根拠資料例】法令で全学的に求められている事項に関するデータ等（教員数、校地・校舎面積、情報公表等）
2 全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること	□ 適切な内部質保証のための全学的な手続が明らかにされている □ 全学的な内部質保証を行うための適切な体制が整備されている 【根拠資料例】全学的な内部質保証の方針及び手続、内部質保証の体制図、手続規程
3 大学の目指すべき方向性に向け、点検・評価行い、内部質保証が図られていること	□ 中長期計画など、大学として目指すべき方針が示されている □ 内部質保証手続に基づいて、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、定期的かつ適切に点検・評価が行われている □ 自己点検・評価の結果に基づいて、研究科等の組織に対し、全学的な調整や支援が適切に行われ、質保証がなされている 【根拠資料例】大学のビジョン、大学の中長期計画等、大学が定期的に行っている自己点検に関する資料

※ 全学的な特色ある教育の取組については、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況として資料を提出することも可能とするが、研究科等において「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に紐づき有機的に機能しているかという点を研究科ごとの評価の「質向上の視点」において評価する。

設置基準等に基づき各大学院・研究科について確認する項目の例

● 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号） 関係

条項	カテゴリー	設置基準上の扱い
第1条の2	教育研究上の目的	～学則等に定める <u>ものとする</u> 。
第1条の3	入学者選抜	～公正かつ妥当な方法により <u>適切な</u> 体制を整えて行う <u>ものとする</u> 。
第7条	研究科の組織編制	～その目的にふさわしいものとなるよう <u>配慮するものとする</u> 。
第8条第1項	教育研究実施組織等（全般）	～ <u>必要な</u> 教員及び事務職員等～を編制する <u>ものとする</u> 。
第8条第2項	教育研究実施組織等（連携体制等）	～ <u>適切な</u> 役割分担及び～特に <u>留意するものとする</u> 。
第8条第3項	教育研究実施組織等（厚生補導等）	～組織を編制する <u>ものとする</u> 。
第8条第4項	教育研究実施組織等（運営業務等）	～ <u>必要な</u> 業務を行うため～組織を編制する <u>ものとする</u> 。
第8条第7項	教育研究実施組織等（教員の年齢構成）	～著しく偏ることのないよう <u>配慮するものとする</u> 。
第8条第8項	教育研究実施組織等（二校地の場合等）	～ <u>必要な</u> 教員及び事務職員等を置く <u>ものとする</u> 。
第9条第1項	必置教員	～ <u>文部科学大臣が別に定める数置くものとする</u> 。
第9条の3第1項	FD・SD	～ <u>必要な</u> 取組を行う <u>ものとする</u> 。
第9条の3第2項	FD・SD	～組織的な研修及び研究を行う <u>ものとする</u> 。
第9条の3第3項	FD・SD	～ <u>必要な</u> 研修を行う <u>ものとする</u> 。
第10条第1項	収容定員	～研究科ごとに定める <u>ものとする</u> 。
第10条第3項	収容定員充足率	～在学する学生の数収容定員に基づき <u>適正に</u> 管理する <u>ものとする</u> 。

条項	カテゴリー	設置基準上の扱い
第11条第1項	教育課程の編成	～ <u>必要な</u> ～体系的に教育課程を編成する <u>ものとする</u> 。
第11条第2項	教育課程の編成	～ <u>適切に</u> 配慮しなければならない。
第14条の2第1項	授業・研究指導計画等	～あらかじめ明示する <u>ものとする</u> 。
第14条の2第2項	学位授与・修了認定	～明示するとともに、当該基準にしたがって <u>適切に行うものとする</u> 。
第19条	施設及び設備等	～ <u>必要な</u> ～を備える <u>ものとする</u> 。
第20条	施設及び設備等	～ <u>必要な</u> ～を備える <u>ものとする</u> 。
第21条	施設及び設備等	～ <u>必要な</u> 資料を系統的に整備し～提供する <u>ものとする</u> 。
第22条の2	施設及び設備等	～ <u>必要な</u> ～を備える <u>ものとする</u> 。
第22条の3	施設及び設備等	～に <u>努めるものとする</u> 。
第23条	独立大学院の研究科数等	～ <u>適当な</u> 規模内容を有すると認められる <u>ものとする</u> 。
第25条第1項	独立大学院の施設及び設備等	～ <u>必要に応じた</u> 十分な規模の～を有する <u>ものとする</u> 。
第27条	通信教育における教員数	～ <u>教育に支障のないよう</u> 相当数増加する <u>ものとする</u> 。
第29条	施設及び設備等	～ <u>教育に支障のないよう</u> ～を有する <u>ものとする</u> 。
第30条	教育研究実施組織等	～ <u>適当な</u> 組織等を設ける <u>ものとする</u> 。

※第30条の2以降の各特例関係は省略

● 法令等において情報公表を求めており、新たな評価においても確認すべきと考えられるものの例

- 標準年限内修了率（分野ごとの平均値と比較？）
- 標準年限以内で修了せずに退学した者及びその他の修了していない者（長期履修学生数や留年者等）の割合

2. 質保証の視点からの定量的・定性的評価（案）

2. 質保証の視点からの定量的・定性的評価（案）

I. 明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表

＜評価基準①＞ 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、学位にふさわしい「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げているか	＜評価項目＞ a. 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されていること	＜質保証の視点＞ 「養成する人材像」が学位にふさわしく、大学・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっており、学生・教職員の間で共有され、社会に対して発信されているか
＜評価基準②＞ 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「修了認定・学位授与の方針」（DP）において示しているか	a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力が「修了認定・学位授与の方針」（DP）で示されていること	掲げている「養成する人材像」とDPとの関連が示され、DPが「知のプロフェッショナル」として身に付けるべき能力や分野ごとの国際水準等を踏まえたものになっているか
＜評価基準③＞ 「修了認定・学位授与の方針」（DP）において示す資質・能力を学生が身に付けるために適切な「教育課程編成・実施の方針」（CP）を策定し、CP及びCPに基づくカリキュラム等を学生に対して示していること	a. 「修了認定・学位授与の方針」（DP）と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」（CP）が策定されていること	DPに示す資質・能力とCPとの関連が示されているか
	（修士課程・博士課程の場合） b. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に基づく授業/研究指導の方法及び内容、1年間の授業/研究指導の計画が学生に対して明示されていること （専門職学位課程の場合） b. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に即してふさわしい授業科目を開設していること	（修士課程・博士課程の場合） - シラバス等を通じて、「授業/研究指導の方法」「1年間の授業/研究指導の計画」が明示されているか （専門職学位課程の場合） 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に即してふさわしい授業科目が開設されているか
	（専門職学位課程の場合） c. 教育課程連携会議における産業界との連携による授業科目の開設等に係る審議内容も踏まえて、「教育課程編成・実施の方針」（CP）が策定されていること	（専門職学位課程の場合） 教育課程連携会議における産業界との連携による授業科目の開設等に係る審議内容も踏まえて、CPが策定されていること

2. 質保証の視点からの定量的・定性的評価（案）

I. 明確な「養成する人材像」と3つのポリシーの策定・公表（続き）

<評価基準④> 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に照らして、必要な資質・能力を図るために「入学者受け入れの方針」（AP）を的確に定めるとともに、当該APに基づき適切に入学者選抜を実施すること	<評価項目> a. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に照らして、必要な資質・能力を測るために「入学者受け入れの方針」（AP）が的確に定められていること	<質保証の視点> CPに照らして的確なAPが定められていること
	b. 「入学者受け入れの方針」（AP）に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて入学者の選抜が行われていること	- APに基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて入学者の選抜を行っていること - 入学者選抜の方法が対外的に示されていること

II. 適切な学位審査・円滑な学位授与の実施

<評価基準①> 「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、適切な審査体制が整備されていること	<評価項目> a. 「修了認定・学位授与の方針」（DP）において示す資質・能力に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得るなども含め、適切な体制が整備されていること	<質保証の視点> - 指導教員ではない複数の教員による学位審査の体制が整備されていること - DPに示す資質・能力に合わせた学外審査委員等が選定されていること （参考情報例）学則など修了認定の体制を示す資料、学位規程、学外審査委員データ
<評価基準②> 審査体制の整備に当たっては、審査の透明性・客観性が担保されていること	（修士課程・博士課程の場合） a. 論文審査委員名の公表や口述試験の公開等が行われていること	（修士課程・博士課程の場合） 論文審査委員名の公表や口述試験の公開等が行われていること （参考情報例）論文審査情報の公表HP等
	b. 修了認定及び学位授与の審査等に係る基準を適切に設定するとともに学生に対して明示すること	DPに示す能力を踏まえ、修了の認定に関する基準【及び学位論文に係る評価基準】が適切に設定され、学生に対して明示されていること ※【】は修士課程・博士課程のみ （参考情報例）学内規定及び学生に対し明示していることが分かるデータ

2. 質保証の視点からの定量的・定性的評価（案）

Ⅱ. 適切な学位審査・円滑な学位授与の実施（続き）

＜評価基準③＞ 学位の授与が円滑に行われていること	＜評価項目＞ a. 標準修業年限内での円滑な学位授与が行われていること	＜質保証の視点＞ - 標準修業年限以内で修了した者の占める割合が公表されていること - 標準修業年限以内で修了した者の占める割合の情報公表等を通じて、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼と支援を得られるよう取組が進められていること （参考情報例）学位授与数、標準修業年限内修了率
--------------------------------------	--	---

Ⅲ. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞ 学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること	＜評価項目＞ a. 教育改善のための体制が構築されていること	＜質保証の視点＞ 教育改善を図るための体制があり、運用されているか （参考情報例）教育改善のための体制に係る説明図
	b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること	地域・社会のニーズを把握するために的確なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか （参考情報例）ステークホルダーからの意見を聴取し、それを踏まえて定期的に点検・評価していることを示す資料

3. 質向上の視点からの優れた取組及びその成果の評価（案）

各研究科における優れた教育の取組及びその成果の評価（案）

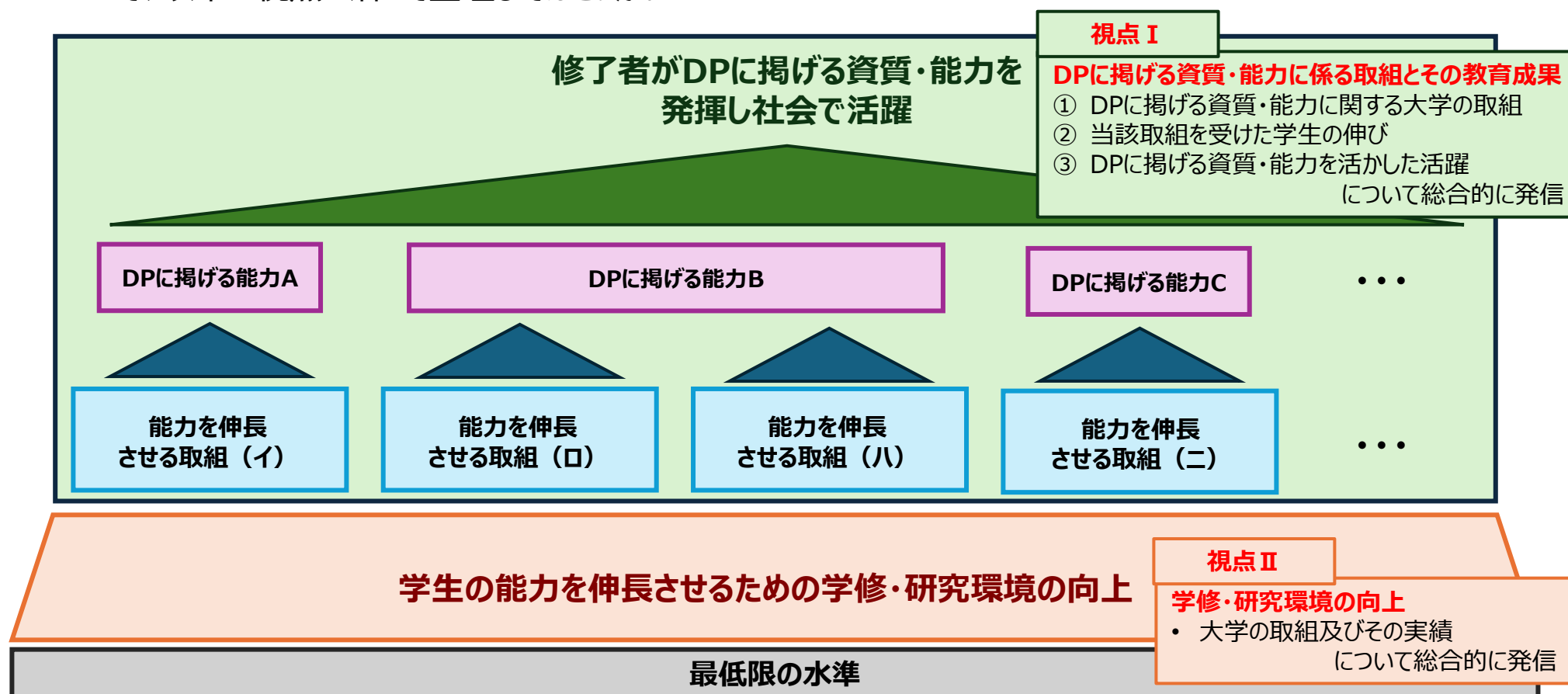
- 大学院進学者・修了者を増やしていく中では、「教育活動を通じて教育成果を明確に挙げている」ことの発信が重要

ここでの教育成果の定義は、

教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること※

※ 教学マネジメント指針での定義。一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果（学修成果）の把握も含め、研究科としての教育成果を指す。

- 研究科間で比較可能なものとするため、DPに自らが掲げた資質・能力を修了者が身に付けていること（教育成果）について、以下の視点に沿って整理してはどうか。



質向上の視点からの優れた取組及びその成果の評価：評価書のイメージ

○ 評価書における記載の例 ※現時点のイメージ

研究者養成を主目的とした研究科の評価書イメージ

評価の視点Ⅰ：DPに掲げる資質・能力に係る教育成果

<DPに掲げる資質・能力>

A. 国際頭脳循環の中で研究者として活躍するための国際性

【①DPに掲げる資質・能力に関する取組及び②当該取組を受けた学生の伸び】

«①取組の内容»

A. △△大学との交流協定に基づき、毎年○人の学生を派遣。また、派遣時には渡航費及び滞在中の生活費としてXX万円を支給し…

«②取組実績と学生の伸び»

全体実績 重要度：○%	海外派遣実績	国際性の伸長度
	◆海外派遣 ・ 1年以上 ○件 …	◆ルーブリック上の国際性に関する項目 ・ 入学時の自己評価（平均レベル1.5）→修了時の自己評価（平均レベル3.4）…
個別事例 重要度：○%	海外経験	国際性の伸長度
	◆修了者A（博士） ・ ○○大学に▲年◇ヵ月滞在	◆修了者A（博士） ・ 指導教員による評価：海外経験を通じて専門分野の英語力はネイティブレベルまで上昇。…

<DPに掲げる資質・能力>

B. ……

【①DPに掲げる資質・能力に関する取組及び②当該取組を受けた学生の伸び】

«①取組の内容»

B. ……

教育活動を通じて教育成果を明確に示しているかについて、以下のポイントを踏まえながら、総合的に判断する。

- ① DPに掲げる資質・能力に関する大学の取組
- ② 当該取組を受けた学生の伸び
- ③ DPに掲げる資質・能力を活かした活躍

<③DPに掲げる資質・能力を活かした活躍>

個別事例	在学時の評価	所属先における評価・実績	現在の自己評価	全体実績等
	◆修了者A（博士） 本研究科において身に付けるべき創出力や国際性について、学内評価ルーブリックにおける最高レベルを達成しており、…	◆修了者A（博士） ●●分野における高い研究力を有しており、テニュアトラック教員として採用。… 【代表的な実績】 ・ ～～， Science， …（2023） ・ ～～， Nature， …（2025）	◆修了者A（博士） 大学院において、複数の教員による綿密な指導のもとで、最先端の研究設備を用いた研究の経験を積んだことにより、…と感じている。…	◆アカデミアに就職した者のうち修了後6年以内にテニュアトラックに乗った修了生の割合 ・ ○%（□名/△名） ◆修了者アンケートにおける成長実感 ・ 「大きく成長した」と回答した割合：○%

質向上の視点からの優れた取組及びその成果の評価：評価書のイメージ

○ 評価書における記載の例 ※現時点のイメージ

高度専門職業人養成を主目的とした研究科の評価書イメージ

評価の視点Ⅰ：DPに掲げる資質・能力に係る教育成果

<DPに掲げる資質・能力>

A. □□分野における実践力・リーダーシップ

【①DPに掲げる資質・能力に関する取組及び②当該取組を受けた学生の伸び】

«①取組の内容»

A. □□分野において今後●●が必要とされる見込みが高いことを踏まえ、連携企業が提供する社会課題をベースにスキルの実践を行う演習を提供。また、□□分野における最先端の知見を有する実務家教員を配置。…

«②取組実績と学生の伸び»

全体実績 重要度：○%	●●スキルの伸長度
	◆ルーブリック上の●●スキルに関する項目 - 入学時の指導教員評価（平均レベル1.5）→ 修了時の指導教員評価（平均レベル3.4） ◆学生アンケートにおける成長実感 - 入学時と比較して～と感じると回答した者の割合：○%（令和●年度） ◆在学中の国家資格取得率の向上 1年次：○% → 2年次：○%

<DPに掲げる資質・能力>

B. ……

【①DPに掲げる資質・能力に関する取組及び②当該取組を受けた学生の伸び】

«①取組の内容»

B. ……

教育活動を通じて教育成果を明確に示しているかについて、以下のポイントを踏まえながら、総合的に判断する。

- ① DPに掲げる資質・能力に関する大学の取組
- ② 当該取組を受けた学生の伸び
- ③ DPに掲げる資質・能力を活かした活躍

⋮

<③DPに掲げる資質・能力を活かした活躍>

個別事例	修了者本人の自己評価	修了後の所属先における評価		
	◆修了者A（専門職） 修了後X年後に●●分野における社会課題を解決する新たなビジネスモデルを構築し、△△社から出資を受け起業…	◆修了者（社会人学生除く）の就職後の平均給与 ○円（学部卒の同世代と比較し×%高い）	◆社会人学生の修了後の平均給与上昇率 ○%	◆派遣元企業の満足度 ○%

質向上の視点からの優れた取組及びその成果の評価：評価書のイメージ

○ 評価書における記載の例 ※現時点のイメージ

評価の視点Ⅱ：学生の能力を伸長させるための学修・研究環境の向上

学生の能力を伸長させるための学修・研究環境の向上について、取組内容及びその実績をふまえ総合的に判断する

a. 学生が研究に集中するための経済的支援＜研究者養成を主目的とした研究科の記載イメージ＞

【大学・研究科における取組内容】

大学の独自ファンドを活用し、優秀な学生をRA雇用。毎月の給与により生活費を支援するとともに、学会参加費や国際学会に係る渡航費等を支援することで、学生がアルバイト等を行わず学修・研究に集中できる環境を実現。

《取組実績》

個別事例 重要度：○%	RA雇用等の状況	全体実績 重要度：○%	RA雇用等の状況
	◆修了者A（博士） - 令和○年◇月よりRAとして雇用され、●万円/月を受給 - 米国での国際学会における口頭発表のため、渡航費等を○割補助 - 航空券については予約時点で申請を可能とし、仮支給を行うことで立て替え払いによる学生の経済的負担を軽減		◆RA雇用人数 ○人（●万円/月）、□人（■万円/月）、… ◆学会参加費、渡航費支援件数 ○件（令和●年度）、…

b. 社会人学生が学修しやすくなるための環境の整備＜高度専門職業人養成を主目的とした研究科の記載イメージ＞

【大学・研究科における取組内容】

勤務時間に配慮した授業時間を設定するとともに、担当教員に対しては給与面でのインセンティブを措置（取組A）。また、サテライト・遠隔授業システムを整備し、○%の授業科目において導入（取組B）。加えて短期コースを設定し…

《取組実績》

個別事例 重要度：○%	取組実施状況	取組の実施による効果	全体実績 重要度：○%	取組の実施による総合的な効果
	【取組A：社会人に配慮した授業時間設定】 必修科目30単位のうち●単位について18時以降に開講。また、～～実技演習については隔週土曜日の実施とし…	【取組A：社会人に配慮した授業時間設定】 - 対象授業Aにおける学生の満足度： ○○%（前年度：××%） - 対象授業Aの受講者数： ○○人（前年度：××人）		◆研究科における社会人学生割合 ○○%（前年度：××%） ◆社会人の入学希望者数 ○○人（前年度：××人） ◆…
	【取組B：遠隔授業の導入】 …	【取組B：遠隔授業の導入】 対象授業Bにおける学生の満足度：…		

參考資料

目的

「新たな評価」制度を通じて「教育の質」を見える化し、

- ① 高等教育機関として当然に求められる教育の質（※）を確実に保証すること（質保証の徹底）
 - ② 学生一人一人の能力を最大限高めるための教育の質向上を後押しすること（質向上の促進）
- を両立させ、大学の教育の取組や成果を社会に分かりやすく示すことを目的とする。

※学校教育法、同法施行規則、大学設置基準等の法令等で求められる水準を想定

質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として質保証されているかを確認、評価するが、その中でも「教育の質」が質保証・質向上されているかは、教育の基本組織である学部における教育活動を確認し、評価していくことが必要。

大学全体の評価

大学の教育研究、組織運営及び 施設設備の総合的な状況

- ✓ 質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。
- ✓ 従来の自己点検・評価すべき事項からの精選・簡素化を図るとともに、提出する資料は大学が新たに作成するものではなく、既存の資料を基本とする。

学部ごとの「教育の質」に特化した評価

- ✓ 学部等において法令等で求められる水準に達しているかを厳格に判断することで教育の質保証の徹底を図る。
- ✓ 学生一人一人の能力を最大限高めるために、教育水準を向上させているかを評価。
- ✓ 教育活動の水準向上のための取組を通じて教育成果（アウトカム）が出ている学部等を高く評価することで、高等教育全体としての教育の質向上の促進を図る。



学部の 段階別評価

評価の流れについて

大学

機関単位で申請

評価機関

- 「新たな評価」制度は高等教育機関として「教育の質」が適切に保証され、改善・向上がなされているかについて評価
- 特に、高等教育を行う基本組織である学部ごとに「質保証」「質向上」の視点から**段階別**に評価

大学全体の評価

1. 大学全体の社会的信頼に関すること
2. 全学的な教育の内部質保証に関する方針と体制に関すること
3. 内部質保証が図られていること

大学全体の評価において、基準を満たさないと判断される場合は学部ごとの評価を実施しない

学部ごとの「教育の質」に特化した評価

- I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表
- II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制
- III. 学生の学修成果の適切な把握と評価
- IV. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

学部ごとの段階別評価

学部ごとの評価結果を付して文部科学省・大学（学長）宛てに通知

大学

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用

質保証の水準を満たしていない学部を持つ大学

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告

※なお、早期の改善が確認されるなど、状況に応じて再評価の受審が可能

文部科学省

- 質保証の水準を満たしていない学部を持つ大学に対し、改善状況の確認
- 改善の取組が不十分、改善の見通しが無い場合には厳格に措置することを検討

データ入力・受審管理

評価作業支援

評価結果公表

「新たな評価」データプラットフォーム

データ入力

データ活用

評価結果入力

学位制度の見直し及び大学院の評価について（答申）（平成3年2月8日大学審議会）（抜粋）

1. 自己評価の必要性及び制度化

大学は学問の府として自律的な教育研究が保障され、その創意によって常に教育研究水準の向上に努めることが社会的に期待されている。

大学院が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、**不断の自己点検・評価を行い、改善への努力を行っていくことが重要**であり、このため、大学院設置基準において、各大学院自身による教育研究活動についての自己評価に関する努力規定を定めることが適当である。

（別紙）大学院の自己点検・評価項目（例）

◇教育目的等

- 教育目的の設定（研究科、博士課程・修士課程）
- 教育目的の点検・見直し
- 大学院・研究科の将来構想
- 教育研究の活性化・充実のためのこれまでの取り組み

※左記以外にも、教育活動、研究活動、教員組織、施設設備、国際交流、社会との連携、管理運営、自己評価体制について項目を例示

新時代の大学院教育 – 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて –（答申）

（平成17年9月5日中央教育審議会）（抜粋）

第2章 新時代の大学院教育の展開方策

2 国際的な通用性、信頼性の向上（大学院教育の質の確保）のための方策

（1）大学院評価の確立による質の確保

…**大学院評価は、大学院の教育研究水準、組織運営の一層の向上・改善に資することを目的とするものであり**、各大学院におけるこれまでの教育研究活動が的確に評価され、これにより、**各大学院の教育研究活動がより一層効果的・効率的な形で発展していけるようなものとする必要があり**、…将来的には、認証評価について、大学全体を組織体として評価する「機関別認証評価」に加え、**大学院教育の専門性に沿った「専門分野別評価」を導入していくことが適当**である。…既に制度的に導入されている専門職大学院を対象とした認証評価機関の展開状況や独立行政法人大学評価・学位授与機構における蓄積等も踏まえつつ、国としても専門分野別第三者評価の形成・導入に関する支援方策を講じていくことが必要である。…

各大学院が行う専門分野別の自己点検・評価の項目イメージ（例）

（教育研究活動の実践）

- 体系的な教育課程 : 課程の目的等に沿った体系的な教育課程の構築
 - ・課程の目的等に沿った教育内容・方法（カリキュラム）編成
 - ・組織的な教育内容・方法の見直し・改善（FD）

※左記以外にも、課程の目的・役割、大学院組織、教育・研究指導、教育研究活動、学生支援、大学院運営、地域・社会活動、情報発信、自己点検・評価について項目を例示

これまでの大学院における主な「教育の質」の評価

機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学における現況分析
- 全ての大学、短期大学、高等専門学校が定期的に受審（7年以内ごと） - 大学院を持つ大学においては、大学院も含めた大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価 - 国が定める大枠（細目省令）に基づき、それぞれの認証評価機関において大学評価基準を設定 - 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取を含む	- 専門職大学及び専門職大学院等が定期的に受審（5年以内ごと） - 専門職大学及び専門職大学院等の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価 - 国が定める大枠（細目省令）に基づき、それぞれの認証評価機関において分野別評価基準を設定 （※法科大学院については、別枠で詳細かつ多岐にわたる細目が示されている） - 評価方法に、関連職業団体関係者等及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取を含む	- 国立大学法人に対して、国立大学法人評価委員会からの要請を受けて大学改革支援・学位授与機構が実施 学部・研究科及び研究組織等ごとに、現況分析基本データ及び政府公表データも踏まえ、中期目標期間における取組や活動、成果の状況について各大学法人が作成・提出する現況調査票をもとに評価を実施 - 特に教育の現況分析においては、学部・研究科等ごとの現況調査票から「優れた点」「特色ある点」として合計2個を上限として抽出し、段階判定における加点要素としている

- ✓ それぞれの評価制度が導入されてからこれまでの間に、各大学における適切な自己点検・評価の実施及び定着、評価結果を活用した改善、内部質保証システムの導入が進んでいる
- ✓ また、分野別認証評価や国立大学における現況分析においては、適合・不適合といった**質保証の範囲にとどまらない、教育研究活動の更なる改善（質向上）に向けた取組**も行われている
- ✓ 一方で、**多くの評価においては、各大学が自らの取組（＝アクション）を記載し、評価者はその記載内容に基づき取組の卓越性等を評価するにとどまっており**、教育の質向上に向けた効果的なPDCAサイクルの実現に必要な、**アクションからアウトカム（＝修了者が大学院で身に付けた能力を活かして社会の多様なフィールドをリードしていること）までを一体的に評価できるものにはなっていない**

◎これまでの分野別認証評価の成果

- 法科大学院を中心とした適合割合の向上による専門職大学院制度の質保証の実現
 - ・法科大学院 : 68% → **97%**
 - ・その他専門職大学院 : 95% → **100%**
 - ※第1サイクル (H18～) → 第4サイクル (R3～)
- 実務家の評価による産業界の要望や社会的ニーズの反映
- 細目省令に示す項目や適合／不適合（質保証）に留まらない取組の更なる改善（質向上）に向けた取組の実施
 - ・段階別評価の実施、先駆的・優良事例の取り上げ
 - ・修了者の追跡調査
 - ・コアカリキュラムを基準に盛り込むなど、国家資格等の質保証を担保
 - ・国際基準を参照して評価基準を制定するなど、国際通用性の確保

▲これまでの分野別認証評価の課題

- 評価結果の活用が進まない（専門職大学院に閉じた評価で通常の研究科等との比較ができない）
- 機関別認証評価や国立大学法人評価との重複感・負担感、受審費用負担が大きい
- 評価機関や評価委員間の視点や理解にバラツキがある、形式化していて効果を感じられない
- 評価分野が細分化されすぎたり、学会の不存在や職能団体から評価員を確保することが難しい

分野別評価制度の評価と在り方

（総論）

- 制度創設20年を迎え、新たに創設する制度における教育方法の確立・質保証の第三者による検証に一定程度の成果を果たしたと考えられる。
- 新たな評価制度の設計に当たっては、現在の分野別評価の成果を引き続き活かす（継承し）つつ、課題を克服できる（見直す）制度設計にする必要がある。

（継承する点）

- これまでの分野別認証評価の細目省令上みられてきた項目は網羅される形で質保証の視点による評価を実施（※一部は大学院（修士・博士）と同様に簡素化を図る）
- 今後の大学院教育の評価においても、高度専門職業人養成を主目的とする研究科では実務家を参画させるなど、学術的な観点・実学の観点の双方が含まれ得る設計にする
- 引き続き「質保証」「質向上」双方の観点が組み込まれた評価制度とする
- 細目省令等の制度上の要件を超えた知見の活用・継続性の確保の観点から、既存の分野別認証評価機関が新制度においても（特定分野）評価機関となることが妨げられないようにすべき
- 資格の質保証やプログラム認定に係る大学の受審負担軽減の観点からも、評価機関が独自に設定する評価項目の追加を可能とすべき

（見直す点）

- 専門職学位課程も修士課程・博士課程と同じ枠組みで評価
- 研究業績以外の教育の質向上に資する取組・成果が評価されるよう、留意
- 機関別・分野別認証評価を一本化し、重複を可能な限り排除する
- 大学院（修士・博士）と同様、途中段階での学修成果の把握等の項目は簡素化するなど、負担軽減を図る
- 学部同様、ガイドラインの策定や評価機関間の調整の場の設定により評価のバラツキを改善
- 研究科単位（修士・博士・専門職学位）で評価委員を共有することで評価委員を確保

※専門職大学院のうち、「法科大学院」及び「教職大学院」については学位の分野として独立しており、特に法科大学院については、修了が司法試験受験資格と紐づいており制度的に質保証が求められること、現在の分野別認証評価の細目省令も独立しており、加算プログラムによる評価の蓄積もあることから、その評価の在り方については中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において別途検討すべき。（教職大学院の扱いも別途検討）

(参考) これまでの大学院における主な「教育の質」の評価（評価項目）

認証評価			現況分析
機関別	分野別	うち法科大学院	※教育に関する項目抜粋
●学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。 ●特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 ●評価方法に、自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。 ●継続的な研究成果の創出のための環境整備、学修成果の適切な把握及び評価に係る項目が定められていること。			【教育に関する現況分析基本データ】 ●学生数（男女別） ●社会人学生の割合 ●留学生の割合 ●日本人留学生の割合 ●入学定員充足率 ●本務教員当たりの学生数 ●本務教員数（男女別） ●退学率 ●入学者のうち標準修業年限内卒業・修了率 ●入学者のうち標準修業年限×1.5年以内卒業・修了率 ●卒業・修了者に占める進学者の割合 ●卒業・修了者に占める就職者の割合
●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。 ①教育研究上の基本となる組織 ②教育研究実施組織等 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証） ⑧財務 ⑨その他教育研究活動等 ●内部質保証について重点的に評価を行うこととしていること。 ●設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。	●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。 ①教員研究実施組織等 ②教育課程（教育課程連携協議会に関することを含む。） ③施設及び設備 ④学修の成果（進路に関することを含む。） ⑤その他教育研究活動等	●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。 ①入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価及び判定 ②専任教員の適切な配置その他の教員研究実施組織 ③入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理 ④教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成 ⑤一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定 ⑥連携法に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法 ⑦学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定 ⑧授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施 ⑨教育活動等の状況に係る情報の公表 ⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定 ⑪単位及び法学既修者の認定 ⑫課程の修了認定 ⑬教育上必要な施設及び設備 ⑭図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑮法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況 ⑯連携法科大学院における認証評価の実施状況	【教育の現況分析に用いる政府公表データ】 ●国家試験合格率（法科大学院修了者の司法試験合格率等） ●教員就職率（正規任用のみの教員就職率（教教職大学院）等）

(参考) 分野別認証評価に関連する近年の主な提言等

「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」(平成28年8月10日中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ) 抜粋

(1) 社会(「出口」と)との連携による認証評価

○ 認証評価機関は、修了生の就職先(民間企業等)、学生、その他の関係者から意見を聴き、認証評価に反映させることが必要であり、その際、特に、修了生が、各専門職大学院の人材養成上の目的に沿った活動を行っているかを確認することを検討すべきである。

(2) 国際的な同等性・通用性の確保

○ 認証評価において、教育の質の国際的な同等性・通用性の確保が必要であり、認証評価機関における国際的な視点からの取組が期待される。

(3) 機関別評価と分野別評価の効率化

○ 機関別評価と分野別評価の効率化が必要であり、機関別評価にあたって、分野別評価の結果の活用により効率的に評価することを検討すべきである。また、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化して受審することを可能とすることを検討すべきである。この場合、両評価の質を維持することが必要である。

(4) 国際的な評価機関の評価の在り方

○ 国際的な評価機関の認証を得た場合、国内の認証評価との重複を避けるため、国内の認証評価基準との整合性を確保しつつ、国内の認証評価の受審に伴う負担の大幅な軽減を図る措置を検討すべきである。

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」

(平成30年11月26日中央教育審議会) 抜粋

教育の質保証システムの確立

- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会) 抜粋

【先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

- 分野別評価と機関別評価のサイクルが異なること等に伴う大学の受審負担を軽減する仕組みや分野別評価の合理化の在り方について、認証評価の実施状況や受審大学の状況も踏まえ引き続き検討する。

○ 各認証評価機関に対して通知を発出し、対応を依頼。

- 機関別評価において、分野別評価における評価結果を効率的に活用するなど、大学等が評価を受審するに当たっての負担の軽減に資する取組を一層推進すること。

法科大学院関係

「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」(令和2年6月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会) 抜粋

3. 具体的な方向性(一部省略)

(1) 形式的な評価の効率化

- 専門職大学院設置基準その他の法令等との適合性の確認については、定量的に判断できる事項を中心として、大学関係者の意見も聞きながら、各認証評価機関の創意工夫により、評価方法の効率化を図り、事務負担を軽減することが望ましい。

(2) 教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価

- その上で、法曹に必要な学識及び能力を培うという法科大学院の目的に照らして特に重要と考えられる教育内容や方法、能力等の評価などに関する項目は、より実質的かつ重点的に評価すべきである。

(3) 過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化

- (2)で述べた教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価を実施するためには、(1)で述べた評価方法の効率化による事務負担の軽減に加え、実質的かつ重点的な評価を実施すべき項目についても、過去の評価結果や客観的な指標を用いて、各評価機関において課題があることが推測される法科大学院を抽出し、評価対象校を重点化することも考えられる。

(4) 個別の評価項目に関する留意事項

- 教育方法については、学生が何を学び、何を身につけたのかという観点から評価すべきである。

(参考) 現行分野別認証評価の大学評価基準と「新たな評価」の基準等(案)との比較

※法令は専門職大学院設置基準の範囲で確認の上作成

細目省令	専門職大学院 設置基準との対応	現時点の基準等(案)との比較
イ 教育研究実施組織等に関すること。	第4条～第5条 ・教員の資質・能力 ・教員数	・大学全体の評価
ロ 教育課程に関すること(教育課程連携協議会(専門職大学設置基準第十条若しくは専門職短期大学設置基準第七条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。)に関するを含む。)	第6条～第9条 ・カリキュラムの編成 ・授業科目 ・教育課程連携協議会	・質保証 I ③b(授業科目) ・質保証 I ③c(教育課程連携協議会、CP)
ハ 施設及び設備に関すること。	第17条 ・施設及び設備	・大学全体の評価
ニ 学修の成果に関すること(進路に関するを含む。)	第10条～第16条 ・成績評価基準の明示 ・単位数上限 ・修了要件(標準修業年限、修得単位)等	・質保証 II ①a(修了認定の体制) ・質保証 II ②b(修了認定の基準の明示) ※途中段階での学修成果の把握等の項目は簡素化
ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。	-	※学位分野の独自性や国際基準に応じて設定することを許容

定量指標（案）の参考となる指標例

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム			
※基礎指標抜粋			
	指標	点数	
①※ ¹	司法試験の合格率	直近5年間の修了者に係る累積合格率※ ² が全国平均以上 直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合 ・下記以外 ・直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均半分未満の場合 さらに、以下に該当する場合は加算 ・直近5年間の修了者に係る累積合格率が75%以上 + 2点	6点 2点 0点
②※ ¹	法学未修者の司法試験の合格率	直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均以上 直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合 ・下記以外 ・全国平均の半分未満 さらに、以下に該当する場合は加算 ・直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が55%以上 + 2点	5点 2点 0点
③※ ¹	修了後1年目までの司法試験の合格率	法科大学院修了後1年目までの司法試験合格率（既修・未修合計）について 「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回以上 「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回未満の場合 ・下記以外 ・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続 さらに、以下に該当する場合は加算 ・直近3年間の「合格率が55%以上」 + 2点	4点 2点 0点
④	入学者選抜における競争倍率	2.0倍以上 1.75倍以上かつ2.0倍未満 1.5倍以上かつ1.75倍未満 1.5倍未満	3点 2点 1点 0点
⑤	入学者数	下記以外 3年連続して入学者数が10名未満である場合	2点 0点
⑥	夜間開講	別に示す条件を全て満たした上で実施※ ³ 上記以外 さらに、要件を満たした上で以下に該当する場合は加算 ・直近の社会人入学者数が10名以上 + 1点	1点 0点
⑦	共通到達度確認試験の活用	活用している（進級判定、学修状況の把握、学習指導、FD活動、教材開発など） 活用せず	2点 0点
⑧※ ⁴	地域配置※ ⁵	同一都道府県内に2校以下 同一都道府県内に3校以上	2点 0点
	又は 夜間開講※ ⁶	実施 実施せず	2点 0点

現況分析
※教育に関する項目抜粋
【教育に関する現況分析基本データ】 ●学生数（男女別） ●社会人学生の割合 ●留学生の割合 ●日本人留学生の割合 ●入学定員充足率 ●本務教員当たりの学生数 ●本務教員数（男女別） ●退学率 ●入学者のうち標準修業年限内卒業・修了率 ●入学者のうち標準修業年限×1.5年以内卒業・修了率 ●卒業・修了者に占める進学者の割合 ●卒業・修了者に占める就職者の割合 【教育の現況分析に用いる政府公表データ】 ●国家試験合格率（法科大学院修了者の司法試験合格率等） ●教員就職率（正規任用のみの教員就職率（教職大学院）等）

その他
●3ポリシー策定の有無 ●授業時間 ●履修登録上限単位数 ●単位認定の基準の有無 ●修了要件単位数 ●専任教員数（年齢構成含む） ●教授数 ●実務家教員数 ●教育課程連携協議会の有無・構成 ●留年者 ●休学者 （参考）大学基準協会分野別認証評価における「専門職大学院基準に関する基礎要件データ」より

→少なくとも「入学者選抜における競争倍率」「入学定員充足率」「標準修業年限修了率」「国家資格取得率」「就職率」は必要か？

入口の質保証

出口の質保証

(参考) 京都大学理学部及び理学研究科における学部、修士課程、博士後期課程のDP

学士課程	修士課程	博士後期課程
1. 理学の 基礎体系 を修得している。	1. 理学に関する 高度な専門知識 を習得し、 世界水準の理学研究 を理解することができる。	1. 物事を俯瞰する幅広い視野と教養、高度な数理能力、理学の体系的・先端的知識を備え、それらを柔軟に応用する能力 を身につけている。
2. 理学における個々の知識を総合化し、 自ら考え、新しい知を吸収し創造的に展開する姿勢 を備えている。	2. 理学における個々の知識を総合化し、 既成の権威や概念に囚われることなく、それぞれの専門領域において創造性の高い研究を行う素地 ができている。	2. 理学に関する深い学識に基づき、既存の見方にとらわれない 自由な発想力を発揮 して、それらを創造的に展開して 新たな知的価値を創出 することができる。
3. 日常的な科学・技術の諸課題について、理学の知識を用いて 科学的な解決方法 を構想できる。	3. 科学・技術的な課題について理学の知識を用いた 解決策を提示 でき、また、 人類が現在直面している課題や将来直面する可能性のある課題についても、それを把握・予測し、広く深い科学的根拠に基づき解決方法を構想 できる。	3. 科学・技術および広汎な社会的課題について理学の知識を総合して 複数の解決策を提示 でき、また、人類が現在直面している課題や将来直面する可能性のある課題についても、それを把握・予測し、広く深い科学的根拠に基づいて、 柔軟かつ的確に対応できる高度な解決力を有している 。
4. 理学の 意義と重要性 を理解し、その 発展に寄与することを目指した行動 ができる。	4. 理学の 意義と重要性 を理解し、 高い倫理性をもって 、その発展に寄与することを目指した行動ができる。	4. 理学の 意義と重要性 を理解し、高い倫理性をもって、その発展に寄与することを目指した行動を通して、 人や自然との調和ある共存に貢献 できる。
5. 理学に関する課題に取り組むための 幅広い視野と教養 を身につけ、 異なる文化・分野の人々ともコミュニケーション できる。	5. 理学に関して、 物事を俯瞰する幅広い視野と教養 を身につけ、異なる文化・分野の人々とも円滑にコミュニケーションできる。	5. 理学に関して、物事を俯瞰する幅広い視野と教養を身につけ、 その研究成果を世界に向けて発信できる高い能力 を有している。